

行財政局と小委員会交渉 会計年度任用職員の休暇制度の改正を提案 育児時間・子の看護等休暇・短期の介護休暇を無給から有給へ

市労連は、1月20日に中村行財政局給与課長ほか当局代表と小委員会交渉を行いました。この交渉で当局は、地域貢献住宅の設置と会計年度任用職員の育児時間・子の看護等休暇・短期の介護休暇について無給から有給に改正する提案をしました。これに対し市労連は、提案内容を持ち帰り協議することとしました。

当 局 皆様におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。本日は、「地域貢献住宅の設置」及び「休暇制度の改正」について、ご提案させていただきたいと考えております。

それでは、「地域貢献住宅の設置について(案)」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、少子高齢化や担い手不足など、課題を抱えている地域の活性化施策の一環として、地域活動への参加を希望する職員向けに地域貢献住宅を設置いたします。

「2. 地域貢献住宅の内容」でございますが、「(1) 物件の概要」につきまして、場所は神戸電鉄西鈴蘭台駅周辺で4戸程度といたします。使用料につきましては、中央待機宿舎及び新長田待機宿舎と同様の算出方法に基づく額とし、使用期限につきましては3年間といたします。また、駐車場の借上げに係る手続きや費用負担は入居者が実施するものといたします。

「(2) 入居資格」でございますが、単身の正規職員かつ指定する地域活動に参加できる者といたします。指定する地域活動は、北区藍那小学校区での地域活動を想定しており、年間12件程度の活動を指定する予定でございます。なお、応募者多数の場合は、

抽選により入居者を決定いたします。

「(3) 地域活動における服務等の取り扱い」でございますが、地域活動への参加については職務外として取り扱うこととし、時間外勤務手当や旅費の支給及び公務災害の対象外といたします。なお、地域活動への参加中に事故等があった場合には、「神戸市民活動補償制度」の補償対象といたします。

「3. 実施時期」でございますが、令和8年4月1日から入居開始の予定でございます。

続きまして、「休暇制度の改正について(案)」をご覧ください。

「1. 改正内容」でございますが、会計年度任用職員の休暇制度のうち、育児時間・子の看護等休暇・短期の介護休暇について、現行の無給の取り扱いから有給に変更するものです。

なお、各休暇制度につきまして、その他の制度内容に変更はございません。

「2. 実施時期」につきましては、令和8年4月1日といたします。

続きまして、交渉事項ではございませんが、「職務専念義務の免除の取扱い変更について」をご説明させていただきます。資料をご覧ください。

「1. 変更内容」でございますが、会計

市労連ニュース

No. 26 [26. 1. 20]

年度任用職員に対して職務専念義務の免除が認められる事由のうち、骨髄バンクへの登録や提供に伴い必要な検査、入院等のため必要と認められる場合について、現行の無給の取り扱いから有給に変更するもの

です。

「2. 実施時期」につきましては、令和8年4月1日といたします。

ご説明は以上でございます。

市労連 提案については持ち帰り協議する。

提案資料
令和8年1月20日

地域貢献住宅の設置について(案)

1. 概要

少子高齢化や担い手不足など、課題を抱えている地域の活性化施策の一環として、地域活動への参加を希望する職員向けに地域貢献住宅を設置する。

2. 地域貢献住宅の内容

(1) 物件の概要

- ・場 所：神戸電鉄 西鈴蘭台駅周辺（北区）
- ・戸 数：4戸程度（UR都市機構が提供する住宅を借上げる予定）
- ・使 用 料：待機宿舎（中央・新長田）と同様の算出方法に基づく額
- ・使 用 期 限：3年間
- ・そ の 他：駐車場の借上げに係る手続きや費用負担は入居者が実施

(2) 入居資格

- ・以下のいずれにも該当する者
 - ①単身の正規職員
 - ②指定する地域活動*に参加できる者

*指定する地域活動…

指定地域（北区藍那小学校区を想定）における地域活動で、年間12件程度の活動を指定する予定

- ・応募者多数の場合は抽選により決定

(3) 地域活動における服務等の取り扱い

- ・地域活動への参加については、職務外として取り扱う。

（時間外勤務手当及び旅費の支給なし。公務災害対象外。）

- ・地域活動への参加中に事故等があった場合には、「神戸市民活動補償制度」の補償対象とする。

3. 実施時期

令和8年4月1日から入居開始

【提案資料】			
休暇制度の改正について(案)			
1. 改正内容			
会計年度任用職員の休暇制度のうち、育児時間・子の看護等休暇・短期の介護休暇について、現行の無給の取り扱いから有給に変更する。			
※各休暇制度について、その他の制度内容は変更なし			
2. 実施時期			
令和8年4月1日			
【参考】会計年度任用職員の育児時間・子の看護等休暇・短期の介護休暇（現行）			
項目	育児時間	子の看護等休暇	短期の介護休暇
対象	全ての会計年度任用職員	週3日以上 または 週以外の期間によって勤務日が定められている者で年間121日以上の勤務日がある職員	週3日以上 または 週以外の期間によって勤務日が定められている者で年間121日以上の勤務日がある職員
概要	生後満1年8週に達するまでの子を育てる職員が、その子の世話をため請求した場合に与えられる休暇	中学校就学始期に達するまでの子を養育しており、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる休暇	負傷・疾病・老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる休暇
取得対象期間／付与日数	産後休暇が終了した日の翌日（男性職員は子の出生日）から子が生後満1年8週に達する日までの期間	子が中学校就学始期に達するまで 1年度につき5日間 (子が2人以上の場合は10日間)	1年度につき5日間 (被介護者が2人以上の場合は10日間)
単位	1日2回（午前45分・午後45分）※通算して90分の取得も可能 ※勤務時間が4時間45分未満の場合は1回45分	1日又は1時間 ※勤務時間が7時間45分の職員は半日も可	1日又は1時間 ※勤務時間が7時間45分の職員は半日も可
給与	無給	無給	無給

【説明資料】			
職務専念義務の免除の取扱い変更について			
1. 変更内容			
会計年度任用職員に対して職務専念義務の免除が認められる事由のうち、骨髓バンクへの登録や提供に伴い必要な検査、入院等のため必要と認められる場合について、現行の無給の取り扱いから有給に変更する。			
2. 実施時期			
令和8年4月1日			